

Why Kanagawa?

神奈川県には選ばれる理由があります



**SELECT
KANAGAWA**

NEXT

神奈川県の企業誘致施策

セレクト神奈川NEXT

支援内容を
拡充しました

神奈川県が企業立地で
選ばれる理由

The charm of Kanagawa?

時代を 切り拓き続ける神奈川

神奈川は、約920万人の人口を擁し1859年の横浜開港以来
世界に開かれた日本の窓として時代を先導し
高い経済力で日本の発展を支えてきました。



国際交流拠点

国際貿易港である横浜港、川崎港、横須賀港を擁し、羽田空港とも多摩川スカイブリッジなどで結ばれている神奈川は、アジア、そして世界に開かれた国際交流拠点としての役割を果たしています。



充実した交通ネットワーク

神奈川は首都圏の広域的な道路網や鉄道網をはじめ、都市間連携を円滑にする様々なインフラが整っており、国内主要都市へのアクセスが良好です。

今後、首都圏と中部圏、関西圏を結ぶリニア中央新幹線が全線開通すると、神奈川の更なる魅力やポテンシャルの向上につながる事が期待されます。



多彩な自然環境

湖面に映る富士山も美しい箱根・芦ノ湖、鮮やかな紅葉をはじめ、四季折々の景色が楽しめる丹沢大山など多彩な自然がくらしと調和しています。



提供：公益社団法人神奈川観光協会

歴史と文化

歴史の舞台となった武家政権誕生の地・鎌倉、戦国時代に北条氏の下で栄えた城下町・小田原など神奈川の各地域で育まれた様々な伝統や文化。それらは今なお多くの人々を惹きつけ続けています。



Why Kanagawa?
神奈川の特徴や強み

道路・鉄道・空港・港湾等充実した交通網により、全国そして世界とつながる神奈川。豊かな自然や歴史探訪を目的に今も多くの人が訪れる、魅力にあふれた地域でもあります。

産業の集積がもたらす高い経済力

高い経済力

国内外との交流拠点である神奈川では、様々な産業が成長しています。
神奈川の県内総生産は35兆2,878億円(2021年度)と、フィンランドの国内総生産に匹敵し、一国の経済に並ぶ高い経済力を有しています。



(一社)川崎市観光協会 提供

基幹産業・企業の集積

神奈川は、京浜臨海部や県央・湘南地域を中心に自動車などの輸送用機械をはじめとする製造業の生産拠点が集積し、工業製造品出荷額は全国第2位となっています。

また、世界的に知名度の高いグローバル企業や優れた技術力を有する企業が集積し、R&D拠点として神奈川に立地する企業も増えています。
外資系企業の進出も盛んで、世界に開かれた産業拠点として新たなビジネスチャンスが日々生まれています。



いすゞ自動車(株) 提供

ISUZU

NISSAN
MOTOR CORPORATION

BOSCH

Eat Well, Live Well.
Ajinomoto 味の素株式会社

Takeda

すべての革新は患者さんのために
CHUGAI 中外製薬
Roche ロシュ グループ

MITSUBISHI
ELECTRIC

muRata
INNOVATOR IN ELECTRONICS

Lasertec

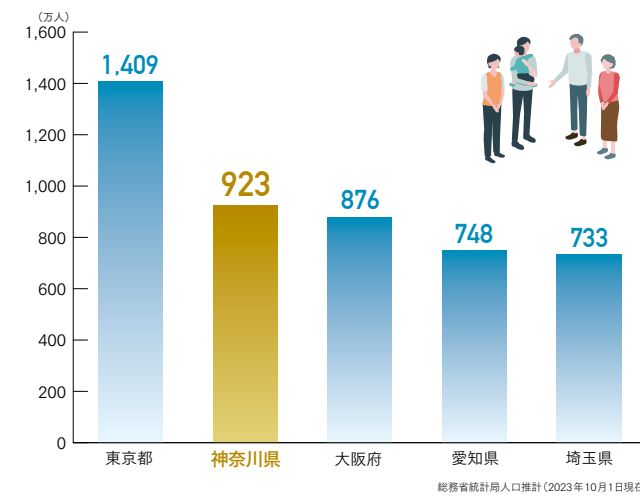
集い活躍する多彩な人材

集まる人材

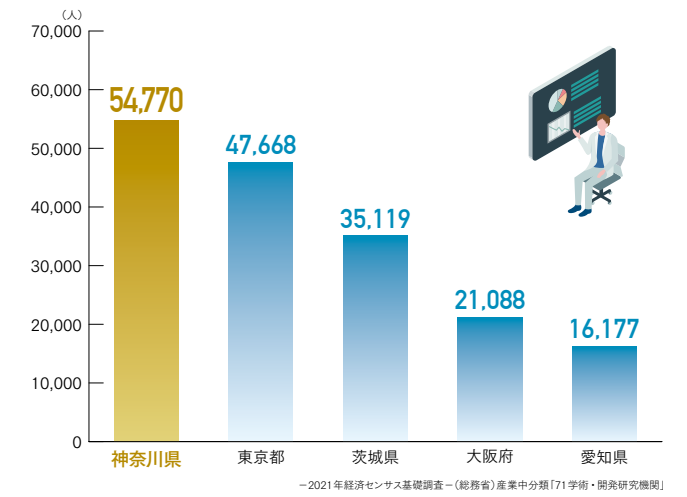
神奈川は約920万人の人口を擁し、生産年齢人口は約580万人、生産年齢人口割合は約63%で、いずれも全国第2位となっています。
また、県内で働く学術・開発研究機関の従業者数は約5万5千人で、全国第1位です。



都道府県別人口



学術・開発研究機関従業者数



豊かな国際性

文明開化の発祥の地である神奈川は、様々な分野における交流を通じて豊かな国際性を育んできました。
現在、神奈川には179の国と地域の外国籍県民約26万人が生活しており、外国人材も働きやすく、住みやすい環境づくりに取り組んでいます。

県内の外国人学校数：10校(令和6年4月現在)



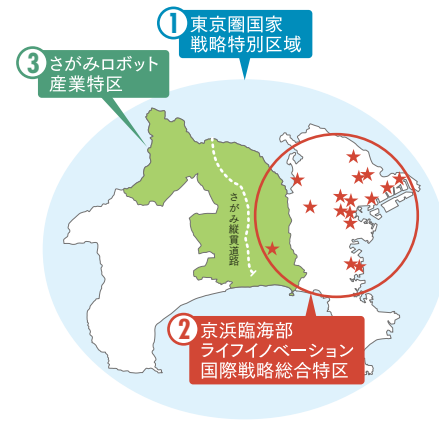
Why Kanagawa? 投資環境の優位性

神奈川は、経済基盤となる産業や研究開発機能が集積し、海外からも多くのヒト・モノ・情報が流入する地域です。

地域経済のエンジンを回す「3つの特区」

特区制度は、より強力なビジネス拠点の形成と発展を目的に、地域と分野を限定して規制緩和や税制優遇等の特例措置を行う、国の改革制度です。

以下のいずれかの特区制度等を活用して立地する投資計画の場合最大10億円の補助金を含む優遇制度があります!!



1 東京圏国家戦略特別区域 [神奈川県全域]

国が産業の国際競争力を高め、国際的な経済活動の拠点を創出するために規制改革やその他の施策を重点的に進める特別な区域です。神奈川県全域がこの区域に指定されています。

2 京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区 [横浜市・川崎市・藤沢市の一部区域]

神奈川県、横浜市、川崎市が共同で「京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区」を申請し、指定を受けています。この総合特区では京浜臨海部に集積する産業基盤等の地域資源を最大限に活用しながら、経済成長とライフィノベーションの実現に向けた取組を推進しています。

特区支援メニュー ▶ 税制支援 金融支援 財政支援 規制緩和

東京圏国家戦略特別区域 問合せ先 ▶ 神奈川県政策局いのち・未来戦略本部企画グループ ☎ 045-210-3269
京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区

3 さがみロボット産業特区 [相模原市・平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・綾瀬市・寒川町・愛川町]

ロボット産業の振興を図るため、さがみ縦貫道路沿線地域を中心に、「さがみロボット産業特区」として、生活支援ロボットの実用化や普及を促進するとともに、生活支援ロボットの検証環境を充実させるため、関連企業の集積を進めています。



- 規制緩和** 実証実験等の障害となる規制の緩和を、企業の要望に添って県と国が協議
- 開発支援** 「ロボット実装促進センター」等によるロボットの開発・改良支援や、産学公の共同開発支援、技術アドバイザーのバックアップなど
- 実証実験** 元校舎や模擬道路等にて実証実験前の動作確認を行える「プレ実証フィールド」を無償で利用可能
- 普及支援** 特区で開発されたロボットを導入検討する施設等への試用制度や導入経費への補助を行う補助金制度

さがみロボット産業特区 問合せ先 ▶ 神奈川県産業労働局産業部産業振興課さがみロボット産業特区グループ ☎ 045-210-5652

さらに ▶ 物件をお探しの企業様へ向けたサポートも!

産業用地・賃貸オフィスなどの物件情報をお探しの方は、こちらから希望条件を送信してください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=69057&accessFrom=



県内市町村の制度もあわせて活用できます。

<https://k-yuchi.jp/treatment/>



Why Kanagawa?
投資環境の優位性

支援内容を拡充しました 神奈川の企業誘致施策



セレクト神奈川 NEXT

取組期間：令和6年4月1日～令和10年3月31日

各種支援制度の概要

1 企業立地促進補助金

支援対象 ▶ 県外からの立地 / 県内再投資

- 土地・建物・設備への投資額に一定割合を乗じた金額を上限額の範囲内で補助します。
- 補助金額
投資額の3% (大企業)、6% (中小企業)、上限5億円。
特区制度活用などの場合(※)は投資額の6% (大企業)、12% (中小企業)、上限10億円となります。

(※) 特区制度を活用して事業展開を図る場合や、宿泊施設について平均客室面積40㎡以上で、リムジンバスの発着所を設置する場合が対象。



2 税制措置

支援対象 ▶ 県外からの立地 / 県内再投資

- 不動産取得税の2分の1(※)を軽減します。

(※) 都市再生緊急整備地域では、地域決定型地方税制特例措置を活用し、不動産取得税をさらに10分の3又は10分の6軽減することにより、最大で5分の4を軽減。



3 企業立地促進融資 (中小企業・中堅企業のみ)

支援対象 ▶ 県外からの立地 / 県内再投資

- 県が金融機関に対して補助することで、金融機関からの融資を通常よりも低利で受けられます。また、長期・固定の融資条件を設定しています。
- 融資額
最大10億円。ただし、事業費(※)の80%以内、融資期間20年以内(2年以内の据置期間を含む)
- 利率
詳細は、金融課(045-210-5681)までお問合せください。

(※) 設備のファイナンスリース、割賦による支払いや、建物の賃貸借契約は対象外。



4 企業誘致促進賃料補助金

支援対象 ▶ 県外からの立地 / 県内再投資 (外国企業のみ)

- 補助期間
6か月(操業開始時点から)
- 補助金額
賃料(消費税、敷金、礼金は除く)月額3分の1、上限600万円。
特区制度活用などの場合は、賃料月額の2分の1、上限900万円となります。



「セレクト神奈川NEXT」の支援を受けるには？

工場、研究所、本社機能を有する施設等の事業所



項目	事業所を新設する場合	NEW 事業所を新設しない場合	備考
申請日	土地・建物等の契約日の前日までに申請すること		—
対象産業	<ul style="list-style-type: none"> ●未病関連産業 ●ロボット関連産業 ●脱炭素関連産業 NEW ●観光関連産業 ●先端素材関連産業 ●先端医療関連産業 (感染症の感染防止に資する事業を含む) ●IT/エレクトロニクス関連産業 ●輸送用機械器具関連産業 ●地域振興型産業 (◆下記参照) ※研究所は全産業分野が対象 NEW	指定なし	新たに立地する事業所などでの製造品や納入先などから総合的に判断しています。 詳細は、企業誘致・国際ビジネス課までご相談ください。
対象業種	<ul style="list-style-type: none"> ●製造業 ●電気業(発電所に限る) ●情報通信業 ●卸売業(ファブレス企業※1に限る) ●小売業 (デューティーフリーショップ※2に限る) ●学術研究、専門・技術サービス業 ●娯楽業(テーマパークに限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ●製造業 (食料品、飲料、石油製品・石炭製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具) 	
投資額	大企業 ：20億円以上 中小企業 ：5千万円以上	40億円以上	賃料補助事業に限り、投資額要件はありません。
雇用	大企業 ：30人以上 NEW 中小企業 ：10人以上 (賃料補助事業に限り、特定地域※3においては5人以上)	60人以上	算入対象は(ア+イ)です。 ア 常用雇用者※4数 イ 非常用雇用者※4の半数 NEW (ただしア未満のみ算入可)
NEW 脱炭素に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ●2050年温室効果ガス実質排出量ゼロに取り組むことを表明すること ●国際的な枠組み又は取組に係る第三者認証を取得すること 		Q&A No.6参照

◆ 地域振興型産業

特定地域※3)に立地する場合に限り、地域振興型産業として、次の業種が支援対象となります。
 製造業(食料品、飲料、**NEW**はん用機械器具、**NEW**生産用機械器具、**NEW**業務用機械器具)

宿泊施設



項目	横浜・川崎地域に立地	その他地域に立地
申請日	土地・建物等の契約日の前日までに申請すること	
対象産業	観光関連産業	
対象業種	宿泊業(旅館、ホテルに限る)	
客室数	100室以上	<ul style="list-style-type: none"> ●30室以上 (ただし、総客室面積が600㎡以上の場合は、30室未満であっても支援対象とする。) ●100室未満の場合は、市町村の意向を確認し、支援の可否を決定
平均客室面積	20㎡以上	
国際観光ホテル整備法関係	国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)に基づきホテル又は旅館として登録されていること(操業開始までに登録が必要)	
外国人観光案内所関係	日本政府観光局が認定した外国人観光案内所を宿泊施設内に設置している※5こと(操業開始までに設置が必要)	
NEW 脱炭素に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ●2050年温室効果ガス実質排出量ゼロに取り組むことを表明すること ●国際的な枠組み又は取組に係る第三者認証を取得すること(Q&A No.6参照) 	

※1 「ファブレス企業」とは、自らは製造を行わず、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品を作らせ、これを自己の名称で卸売をする「製造問屋」が対象となります。

※2 「デューティーフリーショップ」とは、関税法(昭和29年法律第61号)第42条による保税蔵置場の許可を受けた小売業になります。許可は、操業開始までに得ることが必要です。

※3 特定地域とは、横須賀三浦地域(横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町)及び県西地域(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)をいいます。

※4 事業所などの操業に伴い雇用される常用の従業員で、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づく雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた、同法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者又は同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者のうち、雇用期間の定めがない者を常用雇用者、雇用期間の定めがある者を非常用雇用者と定義しています。

※5 日本政府観光局が認定した外国人観光案内所を宿泊施設内に設置していることをいい、認定の分類がカテゴリーⅠ、Ⅱ、Ⅲ又はパートナー施設のいずれであるかを問いません。

外国企業には、さらなる支援メニューをご用意



※「外国企業」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第2号に規定する外国会社によって設立された日本人又は日本支店であって、外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している企業をいいます。

ワンストップ・サービス

外国企業の皆さまの県内進出・拠点設置に関しては、日本貿易振興機構(ジェトロ)、県内市町村、その他関係機関との連携により、ご相談をお受けします。
また、法人登記、ビザ申請など企業立地のために必要な手続きや、オフィス選びなどもお手伝いします。



外国企業のニーズに応じた支援

投資環境の案内

神奈川を進出先の候補地として検討している外国企業を対象に、不動産情報の提供や候補物件の現地案内などの支援をしています。

スタートアップ・オフィスの無料貸出し

外国企業のスタートアップのため、50営業日の間、事務所(IBSCかながわ)を無料で貸し出しています。

レンタルオフィスの貸出し

外国企業のビジネス展開のため、最大3年間、リーズナブルな料金でオフィスを貸し出しています。
面積：約17～22㎡
月額賃料：約4万～6万円

外国企業立上げ支援事業

県内に拠点設立などを行う外国企業に対して、次の経費の2分の1を補助します。(上限200万円)

- ① 在留資格取得経費
- ② 拠点設立及び各種届出経費
- ③ 人材採用経費
- ④ ①～③に関わる通訳翻訳経費

企業誘致促進賃料補助金

外国企業が県内に事業所などを設置する場合は、雇用要件が常用雇用者5人以上(うち少なくとも3人は日本人又は定住者等)となるなど緩和されます。賃料の補助金額は、月額1/3を6か月、上限600万円。ただし、特区制度を活用して事業展開を図る場合は、賃料月額の1/2、上限は900万円となります。

進出時のPR

プレスリリースの実施

県のサポートを受け県内に進出された際には、企業の概要について県から記者発表を行い、PR活動を支援します。

進出後のフォローアップ

外資系企業サポート・セミナーの開催

県内進出後のサポートの一環として、進出後に必要な情報に関するセミナーやネットワークの拡大を図るための交流会を開催します。

海外事務所

お気軽にお問合せください

東南アジア事務所 (シンガポール)

JETRO Singapore Kanagawa Division
16 Raffles Quay, #38-05 Hong Leong Bldg, Singapore 048581
TEL +65-6221-8174

北米事務所 (米国ニューヨーク)

JETRO New York Kanagawa Division
565 Fifth Avenue, 4th Floor, New York, NY 10017 U.S.A.
TEL +1-212-997-0400

大連・神奈川 経済貿易事務所 (中国)

大連市中山区五惠路21号
大連瑞詩酒店1204号室
電話 +86-411-8230-1906

外国企業向け

Q&A



海外からの進出全般

Q1. 日本に拠点を設けたいのですが、何から始めればいいのかわかりません。

A1. 県では日本貿易振興機構(ジェトロ)、県内市町村、その他関係機関との連携により、県内進出に関する各種ご相談を受け付けています。まずはお気軽にご連絡ください。

レンタルオフィス

Q2. レンタルオフィスに入居したいのですが、どうすればいいですか。

A2. 入居の申請に当たり、要件の確認や必要書類をご説明させていただき事前相談が必要となりますので、まずは、企業誘致・国際ビジネス課までご相談ください。

①事前相談

②入居申込書の提出

③入居審査

④普通財産貸付申請書の提出

⑤契約

⑥賃料支払

⑦入居

Q3. レンタルオフィスの入居に当たり、要件はありますか。

A3. 入居できる企業は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ①新たに日本で事業を行うために、県内に設置された外国企業(日本人又は日本支店)であること。ただし、入居申請の時点において、日本国内での法人設立1年以内であるものを含む。
- ②外資比率3分の1以上であること。
- ③オフィス退去後、県内での事業を継続する計画を有していること。
なお、入居できる期間は入居開始日から最大で3年間となります。

外国企業立上げ支援補助金

Q4. 外国企業立上げ支援事業を申請したいのですが、どうすればいいですか。

A4. 申請の前に要件の確認や必要書類をご説明させていただき事前相談が必要となりますので、まずは、企業誘致・国際ビジネス課までご相談ください。

①事前相談

②事前着手届の提出

③日本法人又は日本支店設立

④補助金交付申請書の提出

⑤実績報告書の提出

⑥精算

Q5. 補助金を受けるに当たり留意すべき点はあるですか。

A5. 補助金交付後は県内での2年間の操業義務が生じます。なお、これに違反した場合(撤退する場合を含む)は、補助金は全額返還となり、加算金もあわせて徴収されます。

法人設立日から1年後及び2年後に状況報告書をご提出いただき、ヒアリングを行います。

↑ SELECT KANAGAWA NEXT NEXT Q&A

制度や要件に関して

Q1. 自社の事業が、支援を受けるための要件である「対象産業」「対象業種」に該当するかどうか分かりません。

A1. 「対象産業」及び「対象業種」については、新たに立地する事業所などでの生産品(部品製造の場合は、最終製品)及び納入先はどういった企業か、などにより総合的に判断しています。まずは、企業誘致・国際ビジネス課までご相談ください。

Q2. 「県外からの立地」の定義はありますか。

A2. 以下のいずれかに当てはまる投資計画が「県外からの立地」となります。

- ①県内に事業所のない事業者が県内に事業所を設置する場合。
- ②県内の事業者が、既存の県内事業所が行っていた事業の産業と異なる産業のための事業所を設置する場合。
- ③県内事業者が、既に設置している事業所とは異なる種類(本社機能を有する施設、工場、研究所、営業所、小売店舗、ホテルなどの施設の区分)の事業所を県内で初めて設置する場合。
- ④県外の事業所を県内に移転する場合。
- ⑤県内の事業所等と県外事業所等が統合する場合。(県内事業所と補助対象となる事業所が別の建築物であっても、県内の事業所の敷地内に県外の事業所が設置される場合も含む)

Q3. 中小企業の定義とはどのようなものでしょうか。

A3. 中小企業基本法に基づく定義によります。一例として、製造業であれば、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業が該当します。

Q4. 申請前に土地等の購入契約を行った場合でも、支援を受けられますか。

A4. 申請前に購入契約を行った資産については支援の対象外ですが、申請後に契約する資産については支援の対象となります。
なお、申請前に仮契約を行った場合は、対象資産に対する支援の可否は仮契約の内容によりますので、企業誘致・国際ビジネス課までご相談ください。

Q5. 申請前に建物の設計契約を行った場合でも、支援を受けられますか。

A5. 申請前に設計契約を行った資産については支援の対象外となり、申請日の翌日以降に建築請負契約を結ぶ場合は、その範囲で支援の対象となります。
ただし、申請日より前の建物に関する契約(設計契約等)の対象に建築請負が含まれる場合は、支援の対象外となります。

Q6. 脱炭素に向けた取組に係る要件について教えてください

A6. HP等で2050年温室効果ガス実質排出量ゼロへの取組を表明した上で、国際的枠組みへの参加又は第三者認証の取得等に取り組むことを要件としています。

■取組の例

- 「ISO14001」若しくは「エコアクション21」の認証・登録を受ける
- 新設等を行う事業所等が、「ZEB」、「Nearly ZEB」、「ZEB Ready」又は「ZEB Oriented」のいずれかの定量的要件を満たす
- 新設等を行う事業所等に、一定規模以上の太陽光発電設備が設置される
- 「RE100」に加盟する
- 「再エネ100宣言 RE Action」に参加する
- 新設等を行う事業所等において「かながわ再エネ電力利用事業者認定証」の交付を受ける
- 「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度」の認証を受ける

など

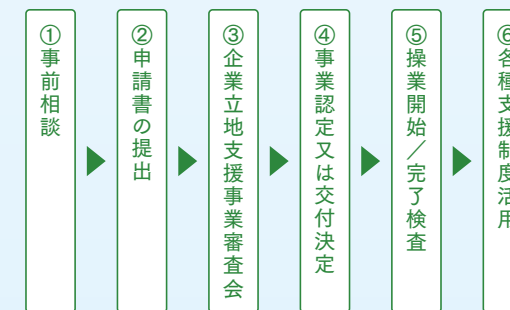
Q7. 補助金の交付を受ける場合、操業に関する条件はありますか。

A7. 企業立地促進補助金の交付を受ける場合は、操業開始から10年間、企業誘致促進賃料補助金の交付を受ける場合は操業開始から2年間、継続して要件を満たしていることが必要となります。
なお、これに違反した場合(撤退する場合を含む)は、補助金は全額返還となり、加算金もあわせて徴収されます。

申請手続・制度活用の流れに関して

Q8. 支援制度活用までの流れを教えてください。

A8. 以下の①～⑥の流れになります。



- ①事前相談で、事業計画の詳細について伺います。
- ②着手前(一般的には土地・建物等の契約日の前日までに)申請書をご提出いただく必要があります。
- ③外部の有識者等による審査会において、事業計画等を審査します。
- ④審査会から10日前後で事業認定又は交付決定を行い、同日に認定又は決定した旨の記者発表を行います。
- ⑤操業開始日(事業計画に基づく投資額の支払いが完了し、計画上の雇用者数が確保された日)から30日以内に操業開始届をご提出いただき、その後完了検査を実施します。
- ⑥融資制度については、認定後、「操業開始/完了検査」を待たずにご利用いただけます。

Q9. 操業開始までの期間に制限はありますか。

A9. 事業認定から操業開始までの期間(A8フロー図④～⑤の期間)が5年(企業立地促進融資活用の場合は3年、賃料補助事業の場合は2年)を超える計画は、認定を受けることができません。

Q10. 企業立地促進補助金はどのように支払われるのでしょうか。

A10. 初回交付時は、企業立地支援事業が完了したことを確認後、補助金を10年分割で交付する決定がなされ、請求をいただいた後、補助金が交付されます。
2回目以降については、毎年度請求をいただき、補助金が交付されます。
また、毎年度、事業の実施状況等に関する報告書類を提出いただきます。

Q11. 税制措置の詳細について教えてください。

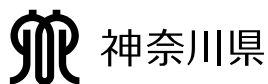
A11. 土地・建物の取得の際に課税される不動産取得税が1/2に軽減されます。また、都市再生緊急整備地域では、地域決定型地方税制特例措置を活用し、不動産取得税がさらに軽減されます。
課税は企業立地支援事業の完了後に行われ、それまでの間、課税は保留されます。

特区制度の活用に関して

Q12. 支援事業のさらなる優遇制度が適用される「特区制度を活用して事業展開を図る場合」とはどのような場合ですか。

- A12.**
- 「東京圏国家戦略特別区域」の「区域計画」に定める特定事業を実施する場合
高度医療に係る医薬品・医療機器の研究開発、再生医療の研究開発、医療・介護用ロボットの研究開発などの特定事業について、特区の特例、支援措置を受けて事業展開する場合などが該当します。
 - 「さがみロボット産業特区」の特定地域活性化事業若しくは一般地域活性化事業を実施する場合又はそれらの事業の支援を受けて行う事業
生活支援ロボットの実証実験などについて、特区の特例、支援措置などを受けて事業展開する場合などが該当します。

- 「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」の特定国際戦略事業若しくは一般国際戦略事業を実施する場合又はそれらの事業の支援を受けて行う事業
革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出に資する事業などについて、特区の支援・特例措置を受けて事業展開する場合などが該当します。
- 「さがみロボット産業特区」における重点プロジェクト
- 「さがみロボット産業特区」における神奈川版オープンイノベーションでの共同研究開発プロジェクト



お気軽に
ご相談
ください

制度全般について

神奈川県産業労働局産業部 企業誘致・国際ビジネス課

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

TEL. 国内企業：045-210-5573 | 外国企業：045-210-5565

H P. <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pw3/selectkanagawanext/index.html>



企業立地促進融資について

神奈川県産業労働局中小企業部金融課

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

TEL. 045-210-5681 | H P. <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5779/>

